

自転車マナーアップ強化月間 令和8年5月1日(金)～5月31日(日)



スローガン

ヘルメット 命のお守り 忘れずに

○ 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守と交通マナーの実践

- ①車道が原則、左側を通行
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



○ 令和8年4月1日に施行された改正道路交通法 ※先月号にも掲載

- ・ 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用
 - △ 警察官の警告に従わない場合や、歩行者や他の車両に危険を及ぼした場合など、**悪質・危険な違反に対して検挙**を行い、**それ以外の場合については指導警告**を行います。
 - △ 携帯電話を使用しながらの運転、ブレーキのない自転車の運転や警報器が鳴っている踏切りを通過する行為は**指導警告を経ることなく検挙の対象**となります。
- ・ 自転車の右側を車両が通過する場合のルール
自転車の右側通過する車両は、車両と自転車の間に十分な間隔がない状況で自転車の右側を通過するときは、自転車との間隔に応じて安全な速度で進行しなければなりません。

世羅警察署 だより



世羅警察署マスコット
せらっぴい



広島県警察
ホームページ

検挙対象行為例

携帯電話使用等



遮断踏切立入り



自転車制動装置不良



↓詳しくはこちら↓



自転車ルールブック

令和7年中の詐欺被害 過去最悪を更新！

広島県内の特殊詐欺・SNS型詐欺被害総額

約64.1億円！！

人ごとではありません！！

世羅警察署管内において警視庁の警察官を名乗る者から特殊詐欺の電話がかかっています。

- ・ 現在、他県警と協力して事件を捜査している
 - ・ 犯人の口座からあなた名義のカードでの利用履歴がある
- という内容のもので、キャッシュカードの暗証番号等を聞き出そうとする手口です。

警察がキャッシュカードの番号等を聞くことはありませんので、少しでも不審に思えば、すぐに電話を切るようにしてください。